

様式第3 (第52条関係)

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

令和3年4月1日

(宛先) 埼玉県知事

記載内容についてお問い合わせ  
することがあります。

代表印の押印  
は不要です。

[ご担当者名] ●●●●	(電話番号) 〒123-4567
[日中連絡の取れる電話番号] 090-●●●●-xxxx	住所 埼玉県●●市××町▲▲-▲▲
[FAX番号] 048-●●●●-xxxx	氏名 株式会社●●空調設備 代表取締役 ●●●●
	電話番号 048-●●●●-●●●●
	登録番号 埼玉県知事第▲▲▲▲▲▲▲▲号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

第一種特定製品の漏えい修繕等  
の整備時に充填した場合

CFC (②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧)

第一種特定製品を新規に設置する際  
に配管等に追加充填した場合

	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	設置
CFCを充填した第一種特定製品の台数	5台	10台	0台	0台	5台	10台
①充填した量	20kg	30kg	0kg	0kg	20kg	30kg

第一種特定製品の漏えい修繕等  
の整備時に回収した場合

第一種特定製品の廃棄や譲渡等の際  
に回収した場合

	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	0台	0台	0台	0台	0台	0台
②回収した量	0kg	0kg	0kg	0kg	0kg	0kg
③年度当初に保管していた量					0kg	0kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量					0kg	0kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡し					0kg	0kg
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0kg	0kg
⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量					0kg	0kg
⑧年度末に保管していた量					0kg	0kg

実績が無い項目は、必ず「0」と記入

HCFC (⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)

フロン類の数値は、小数第2位  
(小数第3位を四捨五入) まで記入

	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HCFCを充填した第一種特定製品の台数	0台	10台	0台	10台	0台	20台
⑨充填した量	0kg	60.35kg	0kg	130kg	0kg	190.35kg
(1) エアコンディショナー (2) 冷蔵機器及び冷凍機器 (3) 合計						
整備 廃棄等 整備 廃棄等 整備 廃棄等						
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	0台	25台	0台	0台	0台	25台
⑩回収した量	0kg	16.54kg	0kg	0kg	0kg	16.54kg
⑪年度当初に保管していた量					30kg	20kg
⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量					0kg	20kg
⑬フロン類破壊業者に引き渡し					0kg	16.54kg
⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0kg	0kg
⑮第49条第1号に規定する者に引き渡した量					0kg	0kg
⑯年度末に保管していた量					30kg	0kg

年度当初保管量は、昨年度報告した  
年度末保管量と一致

HFC (⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HFCを充填した第一種特定製品の台数	40台	25台	5台	0台	45台	25台
⑩充填した量	120kg	39.45kg	30.5kg	0kg	150.5kg	39.45kg
HFCを回収した第一種特定製品の台数	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	100台	55台	0台	0台	100台	55台
⑱回収した量	200kg	78.45kg	0kg	0kg	200kg	78.45kg
⑲年度当初に保管していた量					40.55kg	20kg
⑳第一種フロン類再生業者に引き渡した量					0kg	20kg
㉑フロン類破壊業者に引き渡した量					240kg	70kg
㉒法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0kg	0kg
㉓第49条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0kg	0kg
㉔年度末に保有している第一種特定製品の台数					0.55kg	8.45kg
法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品		3台		1台		4台

設置・設置以外、整備・廃棄等全て、(1)+(2)=(3)

原則、整備・廃棄等ともに、  
⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯

フロン類が充填されていないことを確認した第一種特定製品の台数

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯、⑱+⑲=⑳+㉑+㉒+㉓+㉔となるようにすること。
  - 3 第49条第2号に該当する場合にあつては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。